

### 第3回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年9月28日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

9番 穴 吹 栄

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第3回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今月も、今日を含めてあと3日で終わろうとしております。委員の皆様におかれましては、二番草の収穫等がほぼ終盤を迎えているのではないかとお察しますが、そのように大変お忙しい中、第3回の総会に委員全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、先日の台風18号の影響により、牛舎、倉庫等の被害に遭われた方があったと伺っておりますけれども、委員皆様方のところは大丈夫だったでしょうか。管内でも、飼料作物のデントコーン等がかなりの被害に遭ったという報道がされておりますけれども、被害に遭われた方には早期の復旧等、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今月の初めに代理と中田係長と3人で東北・北海道農業活性化フォーラムに参加してきました。山形県の南陽市というところでの開催でしたけれども、参加者は今年の7月に委員の改選があったこともあり、女性委員、推進委員が昨年とは違って多く出席をしておりました。また、事例発表においても毎年3地区の農業委員会が発表しますけれども、青森県五戸町農業委員会と福島県国見町農業委員会では、全て女性農業委員が発表されておりました。内容等につきましては、資料を回しておりますので見ていただければと思います。

なお、来年は8年ぶりに北海道で開催しますので、会長、代理だけでなく他の方も3～4人の参加を考えておりますので、今からお願いをしておきたいと思います。

また、今回は総会終了後に浜中町の土地の評価基準地の視察の予定をしております。ちょっと雨が降っておりますので、総会が終わってからやるかやらないか決めたいと思いますが、こちらにつきましてもよろしく願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきますが、今回は報告1件、付議案件1件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番白川英之委員、4番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

各 委 員 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は、2件の届出でございますが、整理番号1の届出人は、姉別〇丁目〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有

権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇, 〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

次に、整理番号2の届出人は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇, 〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇日でございます。

土地の詳細につきましては、議案書3ページ、5ページ及び議案関係資料1ページから2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、合計4件の許可申請でございますが、整理番号1は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2は、姉別〇丁目〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号3は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号4は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1について、6番百々委員、お願いします。

百々委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。  
次に、整理番号2について、4番谷口委員、お願いします。

谷口委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。  
次に、整理番号3について、3番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。  
次に、整理番号4について、10番篠原委員、お願いします。

篠原委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

|   |    |  |
|---|----|--|
| 議 | 長  | 質疑なしと認めます。<br>次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。   |
| 各 | 委員 | (質疑なしの声)   |
| 議 | 長  | 質疑なしと認めます。<br>次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。   |
| 各 | 委員 | (質疑なしの声)   |
| 議 | 長  | 質疑なしと認めます。<br>次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。<br>お諮りします。<br>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。                       |
| 各 | 委員 | (異議なしの声)   |
| 議 | 長  | 異議なしと認めます。<br>よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。<br>次に、整理番号2を採決いたします。<br>お諮りします。<br>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各 | 委員 | (異議なしの声)   |
| 議 | 長  | 異議なしと認めます。<br>よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。<br>次に、整理番号3を採決いたします。<br>お諮りします。<br>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各 | 委員 | (異議なしの声)   |
| 議 | 長  | 異議なしと認めます。<br>よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  |



次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第8 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、10月24日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月24日、火曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、10月24日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第3回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

3番 白川 英之

浜中町農業委員会

4番 谷口 正明

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 9月 5日

第3回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (贈与)

|                           |  |     |         |     |           |
|---------------------------|--|-----|---------|-----|-----------|
| 受贈人                       | ○ ○ ○ ○  | 贈与人 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員                       | 百々栄二委員   |     |         |     |           |
|                           | 判 断 理 由  |     |         | 該 当 |           |
| 第2項第1号<br>(全部効率利用)        | 譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。                     |     |         | しない |           |
| 第2項第2号<br>(農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり適用なし。   |     |         | しない |           |
| 第2項第3号<br>(信託)            | 信託ではないので適用なし。  |     |         | しない |           |
| 第2項第4号<br>(農作業常時従事)       | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。   |     |         | しない |           |
| 第2項第5号<br>(下限面積)          | 下限面積(2ha)を超えている。   |     |         | しない |           |
| 第2項第6号<br>(転貸禁止)          | 許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。  |     |         | しない |           |
| 第2項第7号<br>(地域調和)          | <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員3名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p> |     |         | しない |           |

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 8月 2日

第3回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号2 (賃借権設定)

|                           |  |     |           |     |           |
|---------------------------|--|-----|-----------|-----|-----------|
| 借受人                       | ○ ○ ○ ○  | 貸付人 | ○ ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員                       | 白川英之委員、谷口正明委員、橋場和幸委員   |     |           |     |           |
|                           | 判 断 理 由  |     |           | 該 当 |           |
| 第2項第1号<br>(全部効率利用)        | 賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。  |     |           | しない |           |
| 第2項第2号<br>(農地所有適格法人以外の法人) | 賃借人は個人経営であり適用なし。   |     |           | しない |           |
| 第2項第3号<br>(信託)            | 信託ではないので適用なし。  |     |           | しない |           |
| 第2項第4号<br>(農作業常時従事)       | 賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。   |     |           | しない |           |
| 第2項第5号<br>(下限面積)          | 下限面積(2ha)を超えている。   |     |           | しない |           |
| 第2項第6号<br>(転貸禁止)          | 許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。  |     |           | しない |           |
| 第2項第7号<br>(地域調和)          | <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p> |     |           | しない |           |

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 8月25日

第3回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号3 (使用貸借)

|                           |  |     |         |     |           |
|---------------------------|--|-----|---------|-----|-----------|
| 借受人                       | ○ ○ ○ ○  | 貸付人 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員                       | 白川英之委員   |     |         |     |           |
|                           | 判 断 理 由  |     |         | 該 当 |           |
| 第2項第1号<br>(全部効率利用)        | 賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。  |     |         | しない |           |
| 第2項第2号<br>(農地所有適格法人以外の法人) | 賃借人は個人であり適用なし  |     |         | しない |           |
| 第2項第3号<br>(信託)            | 信託ではないので適用なし   |     |         | しない |           |
| 第2項第4号<br>(農作業常時従事)       | 賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。   |     |         | しない |           |
| 第2項第5号<br>(下限面積)          | 下限面積(2ha)を超えている。   |     |         | しない |           |
| 第2項第6号<br>(転貸禁止)          | 許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。  |     |         | しない |           |
| 第2項第7号<br>(地域調和)          | <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p> |     |         | しない |           |

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 9月20日

第3回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号4 (使用貸借)

|                           |  |     |         |     |           |
|---------------------------|--|-----|---------|-----|-----------|
| 借受人                       | ○ ○ ○ ○  | 貸付人 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員                       | 篠原 弘委員   |     |         |     |           |
|                           | 判 断 理 由  |     |         | 該 当 |           |
| 第2項第1号<br>(全部効率利用)        | 賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。  |     |         | しない |           |
| 第2項第2号<br>(農地所有適格法人以外の法人) | 賃借人は個人であり適用なし  |     |         | しない |           |
| 第2項第3号<br>(信託)            | 信託ではないので適用なし   |     |         | しない |           |
| 第2項第4号<br>(農作業常時従事)       | 賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。   |     |         | しない |           |
| 第2項第5号<br>(下限面積)          | 下限面積(2ha)を超えている。   |     |         | しない |           |
| 第2項第6号<br>(転貸禁止)          | 許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。  |     |         | しない |           |
| 第2項第7号<br>(地域調和)          | <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p> |     |         | しない |           |